



松前町イメージソング

「まさき色の風」 発表会を行います

レーモンド松屋さんが作詞作曲した松前町のイメージソング「まさき色の風」が完成しました。町民の皆さんにお披露目する機会として、発表会を開催します。

【発表会】

▼日時 4月21日(土) 14時～

▼場所 エミフルM A S A K I
グリーンコート

▼内容 イメージソング披露、ミニトークショー(岡本町長、レーモンド松屋さん、ミニライブなど)

※イベント終了後、まさき色の風CDを販売します(会場で購入した人には、レーモンドさん直筆のサイン付き)。

●総務課広報情報係

☎985-4132

【CDの販売】

4月23日(月)から「まさき色の風」のCDを販売します(数に限りがあります)。

▼販売時間

平日8時30分～17時15分

▼場所 役場2階産業課

▼価格 500円(税込)

●産業課商工・水産・観光係

☎985-4120

▼CDジャケット



まさき色の風
作詞曲・編曲

◆レーモンド松屋さん 略歴

愛媛県西条市出身、在住のシンガーソングライター。平成20年にインディーズで発売した「安芸灘の風」が「キャン有線演歌お問合せランキング」で史上初となる4カ月連続1位を獲得。これを受け、平成22年7月に59歳でメジャーデビューを果たした。平成24年には、五木ひろし氏に楽曲を提供した「夜明けのブルース」で第54回日本レコード大賞「作曲賞」を受賞。大阪、来島海峡など各地域にちなんだ楽曲も制作しており、精力的に活動中。

▶レーモンド松屋さん



オーストラリア NSW ブッシュレンジャーズと ホッケー国際交流試合

今年も、ホッケー少年男女チームがオーストラリアの強豪「ブッシュレンジャーズ」と激突します。真っ青なピッチで繰り広げられる熱き戦いを応援しませんか。

▶日時 4月14日① 9時～15時30分
15日② 9時30分～16時

▶場所 松前町ホッケー公園

●総務課広報情報係

☎985-4132



町内周遊の足に

レンタサイクルが松前でスタート

エミフルM A S A K Iに訪れた皆さんが松前町内の散策を気軽に楽しむための手段になるよう、レンタサイクルがスタートします。

【オープニングイベント】

日時 4月28日(土) 10時～

場所 Y's Road 松山店 エミフルM A S A K I

内容 記念式典のほか、4月29日以降の貸し出しの予約を受け付けます。

【貸し出しについて】

▼スタート記念 レンタサイクルスタートを記念して、5月31日(木)までレンタル料金の割引や事前予約なしでの貸し出しを受け付けます。

▼種類 クロスバイク、折りたたみ自転車、電動アシスト付き自転車、タンDEM自転車など

開始日 4月29日(日)

利用方法 事前予約制

利用料金 1台1000円(2000円(レンタサイクル開始記念価格))

問

Y's Road 松山店 エミフルM A S A K I

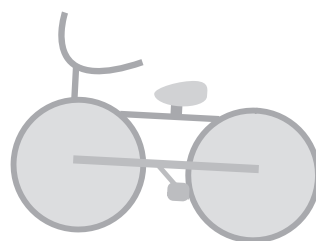
☎ 984-4835

産業課商工・水産・観光係

☎ 985-4120



レンタサイクルで
町内を巡ってみませんか



平成30年度

義農祭

義農作兵衛の遺徳をしのんで

享保の大飢饉の際、後世に麦種を残すため、自らの命を犠牲にして亡くなった義農作兵衛をしのび義農祭を開催します。

日時 4月23日(日) 10時～

場所 義農公園

内容 式典、各種特産物などの即売、伝統芸能発表

問 総務課企画政策係

☎ 985-4103



今年も行います

町政懇談会

皆さんの声を聞かせてください

昨年に引き続き、各地区で町政懇談会を行います。

日程は、回覧板を通じてお知らせしますので、そちらで確認してください。

昨年の町政懇談会での意見を基に、防災情報の伝達手段の拡充のための費用などを予算に反映しました。

今年も、より多くの皆さんの参加をお待ちしています。

問 総務課広報情報係

☎ 985-4132



平成30・31年度分 後期高齢者医療保険料が変わります

平成30・31年度の愛媛県後期高齢者医療保険料が改定されました。改定後の保険料は、次の通りです。

◎ 30・31 年度保険料 (1人当たり年額)

「均等割額+所得割額」

※所得割額は「基礎控除(33万円)後の総所得金額」×所得割率で算定

	均等割額	所得割率	限度額
30・31 年度	46,374 円 ↑	8.78% ↓	62 万円 ↑
28・29 年度	46,308 円	9.16%	57 万円

▼ 保険料の負担軽減を継続 ◆ 所得の低い人の軽減

【均等割】世帯の所得水準に応じて最大9割を軽減します。前回の改定に引き続き、2割軽減、5割軽減の対象者が拡大されました。

◆ 被用者保険の被扶養者だった人の軽減 制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)は、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

▼ 社会全体で支えている制度

後期高齢者医療制度は、医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用を公費(国・県・市町の負担金)約5割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料)約4割、残りの約1割を被保険者の皆さんが負担する、社会全体で支えている制度です。

医療給付費は、高齢化の進展や医療の高度化などにより、年々増加しています。その中でも、被保険者の保険料をできる限り軽減するため、愛媛県後期高齢者医療広域連合では、県財政安定化基金を活用して保険料を改定しています。

一人一人の健康管理や適正受診への取り組みが医療給付費の増加を抑えますので、ご協力をお願いします。

◎ 愛媛県後期高齢者医療広域連合
保険課保険料係
☎ 911-7733
☎ 985-4227

安心して農地の貸し借りをしませんか

安心して農地の貸し借りができる「利用権設定等促進事業」(下図)で、効率的な経営をしませんか。

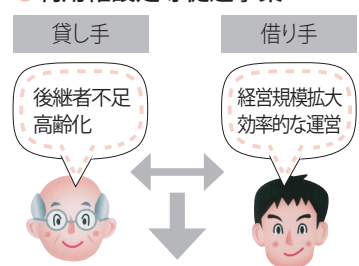
▼ メリット ①貸した農地は必ず返ってくる②満了後の離作料は不要③利用権の再設定で継続も可能

▼ 受付期間 4月2日(月)～27日(金)

◎ 農業委員会事務局

☎ 985-4131

◎ 利用権設定等促進事業



- ①申請書類の提出
- ②農業委員会の決定後、計画を公告し、貸し手の農地で借り手が経営開始
- ③双方へ期間満了通知後、貸し借り終了

4月から国民年金保険料が変わります

平成30年度の保険料は、月額1万6340円です(前年度より150円引き下げ)。

▼ 保険料の納付

4月上旬に日本年金機構から送られてくる納付書で、毎月の保険料を翌月末までに納めます。

納付場所は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。また、前納を利用すると保険料が割引になります。

▼ 学生納付特例申請について

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例

制度」が利用できます。

利用を希望する人で、前年度に学生納付特例制度が承認され、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。

初めて学生納付特例の申請をする人は、学生証(在学証明書(原本)、年金手帳、認め印(朱肉を使うもの))を持参し、町民課か年金事務所の手続きをしてください。

◎ 松山西年金事務所国民年金課

町民課住民係

☎ 925-5175
☎ 985-4106

平成 30 年度 納 税 の 期 限

税 目	期 別	納 期 限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	5 月 1 日	4 月 25 日
	2	7 月 31 日	7 月 25 日
	3	12 月 25 日	12 月 25 日
	4	H31 2 月 28 日	H31 2 月 25 日
軽自動車税	全期	5 月 31 日	5 月 25 日
町県民税	第1・全期	7 月 2 日	6 月 25 日
	2	8 月 31 日	8 月 27 日
	3	10 月 31 日	10 月 25 日
	4	H31 1 月 31 日	H31 1 月 25 日
国民健康 保険 税	第1・全期	7 月 31 日	7 月 25 日
	2	8 月 31 日	8 月 27 日
	3	10 月 1 日	9 月 25 日
	4	10 月 31 日	10 月 25 日
	5	11 月 30 日	11 月 26 日
	6	12 月 25 日	12 月 25 日
	7	H31 1 月 31 日	H31 1 月 25 日
	8	2 月 28 日	2 月 25 日
	9	4 月 1 日	3 月 25 日

※ 口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月 10 日（1 月と 5 月は 15 日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）にもう一度口座振替します。

● 税務課管理収納係 ☎ 985-4109

確定申告が間違っていたら…

▼ 税額を多く申告していた

税務署にある更正の請求書で訂正します。平成 29 年分確定申告の更正が請求できる期間は、申告期限から 5 年以内です。

▼ 税額を少なく申告していた・還付を受けた税額が多かった

修正申告をしてください。税務署の調査前に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

▼ 確定申告を忘れていた

すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査前に申告すれば、無

申告加算税が軽減されます。

● 松山税務署（自動音声案内）

☎ 941-9121

税務課町民税係

☎ 985-4110

【事業主の皆さんへ】

法人税額が、修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

● 税務課管理収納係

☎ 985-4109

保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き（特別徴収）で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。

保険料（税）額決定までは、原則 2 月と同額を納めてもらい、10 月以降の本徴収で調整します。

▼ 対象保険料・税

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町県民税

● 保険課保険料係（保険料のこと）

☎ 985-4227

税務課町民税係（税のこと）

☎ 985-4110

納付月	4	6	8	10	12	2
徴収区分	仮徴収 平成 30 年 2 月と同額（町県民税は公的年金に係る 29 年度税額の 1/6 相当額）			本徴収 年間保険料（税）額－仮徴収納付額		

平成 30 年度 水道検針・集金事務委託者

委託者名		担当地区
検針員	黒瀬 志穂	宗意原・今新開
	穴山 唱子	北黒田・宗意原・新立
	佐藤 美佳	北黒田・南黒田
	楠野 千恵子	北黒田・新立・宗意原
	女鹿 幸子	神崎・塩屋
	加藤 初恵	大間・昌農内
	増田 恵美	新立・本村
	平野 さつき	上高柳・恵久美・横田
	坂本 豊	筒井・塩屋
	戎屋 多恵子	筒井
	河本 重美	西古泉
	池内 桂子	北川原・南黒田
	山本 真紀	西高柳
	渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
	増田 弥生	
	川中 知枝	永田・東古泉・大溝
集金員	森本 由記美	南黒田・北黒田・宗意原・筒井
	堀部 一美	本村・筒井・西古泉
	戒田 京子	塩屋
	阪東 利美	塩屋
	西森 文子	北黒田
	大野 光	新立

● 上下水道課業務係 ☎ 985-4133

春の全国交通安全運動「手を挙げて車にアピール 渡ります!!」
子ども・高齢者の交通事故を防ぎましょう

4月6日から15日まで「春の全国交通安全運動」が始まります。この機会に、一人一人が交通ルールを見直し、思いやりと譲り合いの心を持って交通事故を防ぎましょう。

▼自転車の安全利用

・自転車運転は、車道の左側が原則です。やむを得ず歩道を走行するときは、歩行者を優先し、車道寄りを徐行しましょう。

・「飲酒運転、二人乗りや並進はしない」「信号や一時停止を守る」など交通ルールを守りましょう。

・夜間はライトをつけましょう。
・ヘルメットを着用しましょう。

▼シートベルト・チャイルドシートの正しい着用

自動車に乗るときは、全ての座席でシートベルトを締めましょう。子どもは、チャイルドシートを設置して乗せるようにしましょう。

▼飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。お酒を飲めた人や同乗者も罪に問われることがあります。地域や家庭から飲酒運転をなくしましょう。

問 伊予警察署

☎ 982-0110

町民課コミュニティ係

☎ 985-4228

自転車を適正に管理していますか 放置自転車の処理を始めます

4月から「松前町放置自転車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、町内の公共の場所に放置されている自転車(原動機付自転車を含む)は、町が移動、保管、処理を行います。

▼対象 町内の道路、公園などの公共の場所に放置されている自転車

※駐輪場に駐輪している自転車では

も、長期間(おおむね2週間以上)放置

されているものは、

移動の対象となります。

▼費用 町が保管した自転車の所有者に対し、保管料を徴収する場合があります。

問 町民課生活環境係

☎ 985-4117



松前町原付ナンバープレート デザイン募集

松前町の魅力を広く発信するために導入する、原動機付自転車(原付)の「オリジナルナンバープレート」のデザインを募集します。

- ▶表彰 最優秀賞(1点)・・・賞状・副賞(3万円)、優秀賞(4点)・・・賞状・副賞(5,000円)
- ▶選考方法 町内中学生と伊予高生による投票とおしゃれなまさき推進事業審査委員会での審査
- ▶応募点数 制限なし ▶締め切り 5月31日(木)
- ▶応募方法 税務課、総合案内、町ホームページにある応募用紙を郵送するか、持参してください。
- ▶応募先・問い合わせ
〒791-3192 松前町大字筒井631番地
松前町役場税務課町民税係 ☎ 985-4110

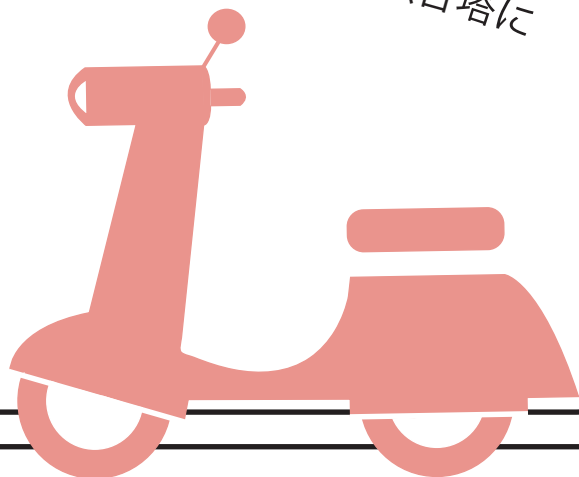
Check



デザイン規格や注意事項など詳しくは、町HPか左のQRコードから確認を。



あなたがデザインしたナンバープレートで
原付を町の走る広告塔に



介護予防講座で

元気の秘訣を学びましょう

老化をできるだけ遅らせて今の元気な生活を送っていききたい人を対象に、健康づくりや介護予防に関する講座を開催します。

「健康」に関するちょっとした工夫が、皆さんのいきいきとした生活を支えます。体力づくりや栄養分野などのスペシャリストが行う講座に参加しませんか。

▼日時

5月17日(木)、31日(木)、6月14日(木)、28日(木)、7月19日(木)、26日(木)、8月2日(木)、23日(木)、9月6日(木)のいずれも9時30分～12時

※詳細は、受講決定者にお知らせします。

▼場所

福祉センター12階集会室
▼対象 65歳以上の人で、講座の内容を自宅で実践する意思があり、おおむね全日程参加ができる人

▼内容

足腰の筋力維持・向上、口の健康、認知機能低下予防、バランスの良い食事、質の高い睡眠、薬の正しい取り扱いなど

▼講師 理学療法士、管理栄養士、作業療法士、薬剤師など

▼定員

40人(先着順。定員に満たない場合、開講期間中でも未受講者を優先して申し込みを受け付けます。)



あごの動きの
トレーニング

みんなでストレッチ



食事について学ぶ



▼申し込み方法 電話申し込み
▼申込先・問い合わせ

健康課地域包括支援センター係
☎985-4205

歯を大切に

伊予歯科医師会監修



歯周病と全身の病気のお話

(2) 歯周病と
糖尿病③

血糖値を下げる唯一のホルモンがすい臓から出るインスリンです。歯周病は、このインスリンの作用を妨害してしまうのです。

歯周病は、歯の根に接する歯ぐきに細菌感染が原因で炎症が起きる病気です。放置すると、歯の根とそれに接する歯ぐきの境目の溝(歯周ポケット)がどんどん深くなっていき、炎症は歯を支える骨まで達し、骨を溶かして歯がぐらつき始めます。

健康な歯周ポケットの深さは1ミリメートル以内で

すが、深さが5～6ミリメートルの重度の歯周病では、ポケット内の歯に接する歯ぐきの総面積は手のひら大(72平方センチメートル)にもなります。内面はケガでズルむけになった肌のような状態ですから、手のひら程の「床ずれ」を常に抱えているようなものです。

この床ずれから、悪玉ホルモン(サイトカイン)がまき散らかされます。サイトカインがインスリンの働きを邪魔をするのです。床ずれを起こしたポケット内の粘膜は毛細血管の入り口がぼっかり口を開けたようになっていて、そこに巣くう悪玉菌が血管の中に吸い込まれ、容易に全身に飛んで行き、悪さをします。

今回は、糖尿病が歯周病にどんな影響を与えるのか探ってみましょう。

木造住宅を所有している人へ 耐震工事・老朽放置建物の除却を助成します

1 木造住宅耐震工事補助

木造住宅の耐震化のため、建物を補強する工事の費用を助成します。また、耐震工事の補助に必要な耐震診断（住宅の安全性を診断）や耐震設計（補強箇所的设计図書を作成）を無料でを行います。



対象住宅

次の全てを満たす住宅

- ・町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- ・併用住宅のときは、住宅以外の用途の床面積が半分以上の住宅
- ・2階建て以下の住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの
- ※枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外

対象者

住宅の所有者

2 老朽放置建物除却

建物倒壊による災害などを防止するため、次の費用を助成します。

- ①新立・本村の一部地区 土地を寄附してもらうことで町が除却するために要する費用
- ②町内全地区 倒壊するおそれがある空家を除去する工事の費用の一部

対象建物

次の全てを満たす建物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された建物
- ・敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物
- ・倒壊のおそれがある建物

対象者

建物除却の権限を持つ人

1 2 共通事項

▼助成方法 「償還払い」と「受領委任払い」（本年度から2も対象に含めました）

▼受付期間 4月9日（月）～31年1月31日（木）

※先着順で受け付けます。申請前に窓口で相談してください。

問 まちづくり課計画建築係

☎ 985-4124

分からないことがあれば、気軽に連絡してくださいね。



土地・住宅に関する無料相談を行います

土地や住宅のことで分からないこと、困ったことを気軽に相談してください。相談は無料です。

1 ハトのマークの不動産無料相談

伊予宅建協会主催で相談に応じます。

▼日程 毎月10日 13時～15時（土）（日）（祝）の場合は翌日

▼内容 土地、建物、住まいのこと

▼場所 庁舎4階402会議室

2 すまいの相談

※7月のみ武井不動産（浜862番地7）で行います。

松前町ボランティア建築士グループが相談に応じます。

▼日程 毎月第2火曜日

▼内容 住宅の耐震工事など

▼場所 庁舎1階ロビー

問 まちづくり課計画建築係

☎ 985-4124

●すまいの相談日程表

	9:30~12:00	13:00~15:30
4/10	茂川 俊英	川中 英明
5/8	窪田 博文	武智 清
6/12	大政 晋	松下 弘
7/10	川中 英明	茂川 俊英
8/7	武智 清	窪田 博文
9/11	松下 弘	大政 晋
10/9	茂川 俊英	川中 英明
11/13	窪田 博文	武智 清
12/11	大政 晋	松下 弘
1/8	茂川 俊英	川中 英明
2/12	武智 清	窪田 博文
3/12	松下 弘	大政 晋



▲すまいの相談は、毎月のお役立ちカレンダーで実施日と連絡先を確認できます。

境界問題と登記の相談

隔月開催していた境界問題と登記の相談（土地家屋調査士ボランティアグループ主催）は、平成29年度をもって終了しました。今後は、まちづくり課計画建築係で相談してください。

松前の 防災力

総務課危機管理係
☎ 985-4103

耐震診断・耐震補強をしよう

松前町公式防災
フェイスブックページ



あなたの家は 地震に耐えられますか

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊による死者が約8割に上りました。自分や家族の命を守るため、そして地震が発生した後も普段通りの生活を送るため、住んでいる家のことを、もう一度見直してみましょう。

▶松前町でも建物倒壊で大きな被害

町が平成27年3月に改定した「地域防災計画」では、南海トラフ巨大地震の建物倒壊（揺れ）による本町の被害を想定しています。その想定は…

建物全壊 3,055 棟 半壊 3,482 棟

で、かなりの数の建物が倒壊すると想定されています。

※ 被害想定は、基本ケース、陸側ケース（基本より陸側のケース。以下同じ）、東側ケース、西側ケース、経験的手法の震度分布図に基づき検討。この数値は、陸側ケースで、冬の深夜、平常時に起きた場合の想定です。

▶耐震診断を受けましょう

昭和56年以前に建てられた建物は、古い耐震基準で建てられているため、耐震性に問題がある可能性が高く危険です。56年以降の建物でも、バランスの悪い建物、地盤が弱い敷地に建てられた建物、壁・基礎にひび割れがある場合は、耐震診断を受けてみましょう。

▶耐震補強はどのようなものがあるの

代表的な補強の方法とその必要性は、次の通りです。

1 壁・柱・土台との接合部の補強

（理由）木造住宅は壁・柱・はりが一体となって地震に耐えるようになっており、柱とはりや土台との接合部分が外れると、軸組としての力がうまく伝わらず、住宅の倒壊・大破につながるため。

2 壁の補強

（理由）壁の少ない面や、筋交いなどが入っていない弱い壁が多いと、住宅の倒壊・大破につながるため。

3 屋根の軽量化

（理由）地震の揺れを受けると、建物は振り子のように大きく揺れるため、屋根が重いほど揺れが大きくなり、建物が倒壊するおそれがあるため。

4 建物の基礎部分の補強

（理由）基礎と土台がしっかりしていないと、大地震のときは土台が基礎を踏み外すなど危険が高くなるため。



▶最後に

南海トラフ巨大地震が発生すると、町内の約6,500棟の建物が全半壊するという結果を見ると、各家庭で対策を進める必要があることが分かります。

右のページにある相談機関や助成制度をうまく活用しながら、地震に強い家にしましょう。

NEWS

松前町管工事業協同組合が寄付 松前町災害対策基金

松前町管工事業協同組合(上田英明理事長)は3月8日、町の災害対策基金に寄付しました。

この基金は、大規模災害の予防、応急対策や復旧などのために積み立てているものです。これらの事業を行っていくため、大切に使用していきます。